

【たとえば①】

交通事故

車やバイク、自転車等による事故で入院や通院することに。



【たとえば②】

他人のペットが原因の負傷

散歩中の犬にかまれたり、引っ掻かれたりして通院することに。



【たとえば③】

食中毒

お店で食べた料理が原因で食中毒になり、検査をすることに。



【たとえば④】

けんか等の傷害行為

たまたまケンカに巻き込まれ、病院で治療することに。



国保をお使いの皆さん、
知ってましたか？
そのケガ、その治療、
届け出が必要なんです。

第三者から受けたケガや治療に国保の保険証を使った場合は、届け出が必要です。皆さんのご協力をお願いします。

こんなときは
ご加入の市町村・国保組合・後期高齢者医療広域連合へ！